

協会 ニュース

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-5-11
TEL 03-5996-8511 FAX 03-5996-9585
<http://www.jja.or.jp/> Eメール info@jja.or.jp

第19巻第228号
平成25年7月26日発行

HEADLINE

◆さらなる飛躍へ！公益社団法人移行記念式典

当協会は、今年4月1日、社団法人から公益社団法人へ移行いたしました。去る6月9日には、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷におきまして、公益社団法人移行記念式典(式典・講演・祝賀会)を催してさらなる飛躍を期する機会といたしました。記念講演は、講師に下村博文文部科学大臣を迎えて「これからの教育改革の方向性」についてご講演いただきました。

◆協会新会長就任ごあいさつ

当協会では平成25年7月7日に理事会を開催し、新会長に安藤大作氏を選任しました。新会長よりみなさまにごあいさつ申し上げます。

◆孫への思い、非課税に ～教育資金贈与1500万まで～

平成25年4月から、祖父母等から孫への教育資金を一括で1,500万円まで非課税で贈与できる特例措置が導入されました。学習塾費用も非課税対象となる新制度について取り上げます。



◆その他の項目

- JJAインフォメーション 塾の日シンポジウム2013 in TOKYO ほか

さらなる飛躍へ！

公益社団法人移行記念式典

平成25年6月9日 東京・千代田区 アルカディア市ヶ谷にて

当協会は、今年4月1日、社団法人から公益社団法人へ移行いたしました。そこで、公益社団法人移行を内外にお知らせするとともに、去る6月9日午後2時より、東京・千代田区のアルカディア市ヶ谷におきまして、次の通り、公益社団法人移行記念式典(式典・講演・祝賀会)を催してさらなる飛躍を期する機会といたしました。

公益社団法人移行記念式典

14:00～14:50

碓優副会長の開会の辞のあと、協会を代表して伊藤政倫会長があいさつし、公益法人としての新たな出発を次の言葉で誓いました。

「全国学習塾協会は、新たに公益社団法人としての組織を移行いたしました。昭和63年10月8日に学習塾が社会的地位を確立しようと設立されました。紆余曲折があり、25年が経過し今日を迎えることができました。以前は、学習塾は子ども相手に小遣い稼ぎをしている業種、ともすれば必要のないもののようには言われたこともありましたが、しかし、私たちはお客様から授業料をいただき税金を納めて、真面目に努力されてきた大先輩からの志を受け継いでおります。いま若い方たちが塾を設立して子どもたちの教育にあたっております。まだまだヒヨッ子ではありますが、日本の教育を支えているのは私たちの業界であると言われるよう、胸を張っていきたいと思います。皆様と一致団結し、世界の中の日本の子どもたちを育てていくために心一つにして今日の始まりとさせていただきたいと思



っております。」

続いて、経済産業省商務情報政策局 サービス産業室長の落合成年氏が来賓の挨拶に立ちました。

「本日、全国学習塾協会が公益法人に移行するという大きな節目を迎えられ記念大会が盛大に開催されますことをお喜び申し上げます。さて、我が国のサービス産業はGDPの7割を占める重要な産業に成長いたしております。日本経済のけん引役として今後の日本経済に大きな役割を果たすと考えています。学習塾業界も重要なサービス産業の一つです。貴協会は設立以来今日まで、学習塾の信頼性の確保やその健全な発展のために重要な役割



記念式典で挨拶する伊藤政倫会長



来賓のご挨拶・経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス産業室の落合成年室長(上)、全国学習塾協同組合の森貞孝理事長(下)

を担ってられました。たとえば学習塾認証制度や個人情報保護の推進など一連の取り組みに加え、学習塾に通う子どもの安全確保ガイドラインを取りまとめられるなど一層の安全対策を推進するなど、時代の変遷に応じて幅広い社会的な要請に応じてられました。人口減少社会の中で、今後も持続的な経済成長を続けていくためには子どもたちの学力の向上・維持が不可欠となっております。学習塾は民間教育機関として、児童・生徒の教育の一端を担うものとして、今後ますます重要になってくると考えています。すでに学習塾講師の方々が公立学校の授業に参画し公教育の補完をする形で連携する事例が現れております。今後、学習塾が活躍する場がますます広がっているということではないでしょうか。貴協会が新たな社会的ニーズに的確に対応され、さまざまな取り組みを通じて、業界を導

いていただきたいと思います。」

学習塾団体を代表して全国学習塾協同組合の森貞孝理事長より祝辞をいただきました。

「昭和 40 ～ 50 年代、多くの先人たちが公的な立場の社団法人をつくりたいと、一生懸命努力しました。昭和 63 年 10 月、設立許可が下りる 1 週間前、私は設立発起人の一人として、経済産業省（当時は通商産業省）に呼ばれました。そこで『前日でも突然何かの障害が起こって許可できなくなることがある。深夜でも連絡のつく電話番号を教えてほしい』と言われました。当時は学習塾が社団法人を設立すること自体、マスコミにとっても世の中にとっても大変な出来事であったと思います。本日、公益社団法人の冠をいただいて、さらに胸を張って頑張れる時代がきたと、私は感無量の思いがいたします。今日をスタートに学習塾の先生方が民間教育機関の一員として頑張れるよう、一層努力したいと思います。」

引き続き、安藤大作副会長より協会の主な活動が紹介されました。

「当協会が公益社団法人を目指すと決めた時に、掲げた 2 つのミッションがございました。

1 つめは、学習塾が『民間の学力向上を推進する資源であること』。2 つめは、学習塾が『成熟した産業としてコンプライアンスを重視した高い品質を確保すること』です。

この 2 つを念頭に、いままでの活動経験も生かしながら、公益目的事業を実施してまいります。中心的事業として次の 3 つを挙げる事ができます。

ひとつめは、法令遵守を重視した高い品質を有する事業者を評価する活動です。学習塾認証制度や事業者セミナー、事業者研修がこれに該当いたします。

2 つ目は、学力向上を推進する教育資源として、求められる行動基準を満たした人材を

評価する活動です。学習塾講師検定制度がこれにあてはまります。

3つ目は子どもたちの力を競う場を、具体的には、読書作文の力を競う場を提供しています。全国読書作文コンクールがこれに該当いたします。私ども協会の公益認定に携わっていただいた内閣府公益認定等委員会の前委員長で、残念ながら先月にお亡くなりになりました池田守男様（資生堂元社長）がおっしゃっておられました『三方よし』という言葉があります。すなわち、「売り手、買い手とともに満足し、社会貢献もできる」という意味でございます。当協会はこの言葉のように、事業者とお客様がともに満足し、同時に社会貢献になる活動を行うことを肝に銘じて参りたいと思っております。」

次に、学習塾講師検定の昨年度集団指導1級試験を最高得点で合格された学習塾講師の表彰が行われました。表彰されたのは、東京

都在住の佐藤一臣さん。英語の授業で検定に臨み、450点満点中417点をマークして合格しました。

伊藤会長から表彰状が贈られた佐藤さんは、「実は3回目の挑戦での合格でした。2回目に落ちた時には愕然としましたが、もう一回、基礎・基本を見直し、今回このように高い評価をいただきました。普段の生活の中で忘れていたことは多いということに気づきました。合格のことは早速、保護者の方にも面談でお話させていただいています。その後は紹介も増えていて、社会的信用が上がっていることを感じます。この検定を取得することは、塾にとって1つの武器になると思います。」と語りました。

祝電披露、新役員紹介のあと、岡田保雄副会長の閉会の辞をもって、公益社団法人移行記念式典は終了いたしました。

続いて、午後3時より記念講演に移り、講師として下村博文文部科学大臣兼教育再生担当大臣が登場いたしました。

下村博文文科大臣が語る教育改革

学習塾業出身である下村博文文部科学大臣が、全国学習塾協会の公益社団法人移行記念講演で語ったことは？

公益社団法人移行記念講演

15:00～16:00

講師：文部科学大臣・教育再生担当大臣

下村 博文氏

テーマ：「これからの教育改革の方向性」

下村大臣は、冒頭、「文部科学大臣になって30項目ほど同時並行で改革を進めています。きょうはその中で学習塾に関する話をしていきたいと思っております。大きなチャンスかもし



講演する下村博文文部科学大臣・教育再生担当大臣

れないし、うかうかすると時代に取り残されてしまうかもしれないという過渡期だと思います。そういう時だからこそ先生方から忌憚のない質問や意見を出していただければありがたいと思います。」と述べて、講演の本題に入られました。

まず、「大臣になって意外に思ったこと」として、学習塾出身の文部科学大臣は初めてのことで、メディアがそういう視点から取り上げてくれるかと思っていたが、いままでどこもそうした切り口でインタビューを受けたことがなかった。時代の変化で、学習塾出身であろうがどこの出身であろうが問わない。いかに今の混迷している教育をどう変えるかという視点でマスコミが見ている、とこの間の経緯を述懐されました。

以下、下村大臣の講演録を抜粋・編集してお届けします。

科学技術イノベーションを支えるために

安倍内閣において経済再生と教育再生は内閣の最重要課題と位置付けられていて、経済成長に資するために新たな科学技術の新産業を育成する必要があります。

この科学技術イノベーションを支えるためには高度の人材力を養成していかなければ支えられません。これからグローバル社会の中でハードルを越えて海外からいかに優秀なレベルの人材を集められるかが喫緊の課題。それ以上に潜在的な財産ともいえる日本人一人ひとりの若い人たちを育て上げて高度な教育力を身につけることによって新たな産業を支えて行くような人材育成をしていかなければ日本の経済成長を遂げていくことは不可能に近いことだと思います。



連動する経済再生と教育再生

経済再生と教育再生は連動しています。そのために何をなすべきかを考えると、わが国は教育分野においては他の先進国に比べると相当後れを取っています。こうした中で、わが国においては大学の質と量も高めて行くような教育をしていかななくてはならないと思います。大学教育を抜本的に変えるということは、当然、高校以下の教育も変えていくことにつながってきます。

教育再生実行会議立ち上げ

教育改革でいま着手すべきものの中で、今年1月に「教育再生実行会議」を立ち上げ、現在は、第4次提言に向けて議論をしています。

まず、第一次提言では、いじめ・体罰を撲滅するという提言を行いました。ぜひ、自分たちの塾においてはいじめはない、もちろん体罰もないと表明することをアピールしていただくことは大変重要なことだと思います。

道徳の教科化

また、「道徳の教科化」が提言されました。立派な塾や私学が、勉強を教えているだけではなく、しっかりとしつけやマナーやルールをきちっと教えているということは業界の中では当然のことですが、一般的には塾でそういうことを教えていると思っている方は少ない。勉強を通じて人間としての道徳教育をきちっとしていることを公益社団法人がアピールをしていただければと思います。

私は、発達段階におけるルール、規範意識、人の道はきちっと教えるべきだと思います。国を超えて、歴史を超えて、人が人として知っておかなければならない学ぶことはあると



思います。それを『道徳』の中できちっと教えたいと思います。来年から『道徳』も大きく変わっていきますから、あそこの塾へ行ったら規範意識、普段の行動までしっかりしてきたというように、ぜひご協力いただければと思います。

教育委員会の抜本改革

教育再生実行会議 第二次提言は、教育委員会の抜本改革案です。全国のいろいろな方にお聞きしますとうまくいっている教育委員会もたくさんあります。しかし、属人的でなく、誰がやってもうまくいくという形をとらなければならない。子どもがいじめや体罰によって自ら命を落としたことをそのまま看過するわけにはいかない。これは学校現場の責任ですが、同時に、1年以上前から情報がいつていたにも関わらず対処できなかった教育



委員会そのものの形骸化した体質を抜本的に変えていこうということです。

グローバル人材の育成と大学改革

教育再生実行会議 第三次提言は、大学教育、とくにグローバル人材の育成です。グローバル化に対応した教育環境づくりをすることで、日本の大学の抜本改革がこれから始まります。

一つは、徹底した国際化を断行し世界に伍して競う大学の教育環境を作る。かつては日本の大学も世界ランキングで上位に入っていたこともありましたが、いまはベスト100に2校入っているだけです。これから、海外の大学の教育ユニットを誘致します。日本の私立・国立の或る大学に海外の著名な大学の或る学部と一緒にセッティングするというものです。

二つ目は、経済成長戦略の3つ目の戦略の中に「国家戦略特区」が入っています。こうした特区において、とくに海外の学校法人、〇〇大学日本校として招致するというようなことも議論として出てくると思います。

さらに、意欲と能力のある全ての学生の留学を実現する意味から、これから2020年までに留学生も倍増する。とくに高校生も増やしていきたい。いまは6万人ですがこれを12万人にします。海外留学生も12万人を24万人に倍増します。そのための留学のバックアップをします。



これから大学入学試験でも TOEFL 等の導入も積極的に推進します。ギャップターム*で大学は9月からスタートさせることも始めます。海外留学も希望する学生に対しては大学側としては支援します。そうしたところに資金投資を行うということです。

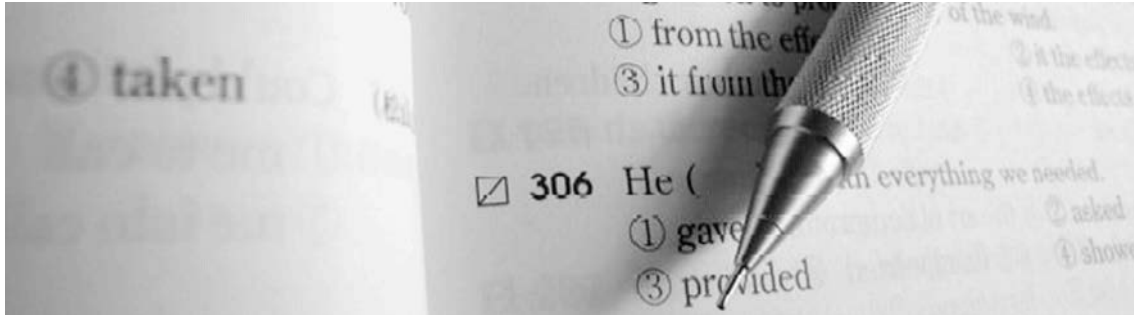
ギャップターム*…秋入学に日本の大学が移行した場合に生じる高校卒業から大学入学、大学卒業から翌春の就職まで、半年間の空白期間のこと。

トータルの能力を大学4年間でさらに伸ばす

大学入学試験が学力一発テストの時代はもう終わったということです。一定の学力は最低限必要な能力としてこれからも変わりませんが、これから問われるのはそれだけではなくいかに目の前にある困難な問題をいろいろな能力を使って処理していくことができるかという多面的なリーダーシップ能力、人間的な感性・感覚の中で企業・組織・社会で貢献できるかということです。ロボットやコンピュータが真似できないような人間的な創造性がなかったら勉強だけでできていても実際は社会の中では有用とはいえません。そうしたトータルの能力を大学の4年間でさらに伸ばして社会に送り出してもらわなかったら大学の意味もない。大学入学試験で入る時から大学のコンセプトとそのために必要な人材は何かを入学試験で明らかにした上で、それを満たす人材をとっていく必要があるのではないかと思います。

小学校英語の教科化

大学入学試験を変えるということは高校以下の入学試験も当然変えるということになってきますし、高校以下の教育を変えるという



ことは端的に申しますと小学校から変えるということになります。

小学校英語の教科化。3年生か4年生のその段階から週3回は英語をきちっと教えよう。小学校で3～4年間英語を教えれば、当然、中学校の英語もレベルアップしたところからスタートするということになります。中学校の英語をレベルアップさせるということは、当然、高校以降の英語もレベルアップさせることになってきます。

大学等における社会人の学び直し

日本だけが特別で18歳になってから全員が大学に行く。ヨーロッパではいったん社会へ出て、そして自分の能力をさらに高めたいということで、学び直しで大学に入り直す。25歳以上でも大学生はたくさんいます。こ

ういう国はヨーロッパでは結構あります。このように、いくつになってももう一度大学院や大学に入り直すことができる、という環境を作っていく。前の仕事を辞めて、さらに再就職するためには新たな能力・スキルを磨く。そのことによってステップアップして次の職場に移ることができるということになってきますので、ぜひ社会人のまま、あるいは前の職場を辞めても何年間かもう一度大学や大学院に入り直すことができる環境を作っていく必要があります。

公的支援をしていない国、日本

いま、OECD 諸国の中で公的教育費がGDP比平均5.8%でわが国は3.8%で、他の国に比べ低い。とくに高等教育においてはOECD 30カ国中で日本は最下位です。高等

f. 自分はダメな人間だと思うことがある

	日本	米国	中国	韓国
1. よくあてはまる	36.0	19.4	11.5	3.7
2. まああてはまる	47.7	33.4	27.7	28.2
3. あまりあてはまらない	12.9	22.2	35.0	42.1
4. 全くあてはまらない	3.1	22.7	24.0	25.8
無回答	0.4	2.3	1.8	0.1
実数(人)	2458	1032	2235	2292

(財)日本青少年研究所「高校生の生活と意識に関する調査2012」より

教育において日本はいちばん公的支援をしていない国なのです。

経済格差が結果として学歴・学力格差につながって、貧困が貧困を生んでいる状況があります。そのために今国会において衆議院で、先日、子ども貧困対策法という法律案が初めてわが国で成立いたしました。一般家庭における平均年収が530万円で、その2分の1以下が貧困家庭と呼ばれています。この貧困率も OECD 諸国の中で非常に高いのですが、ましてやひとり親家庭に限定すれば貧困率は60%近いです。子ども貧困対策法を作ることによって貧しい家庭の子どもであってもチャンスや可能性を広げることができるということです。

教育は未来に対する先行投資

教育は未来に対する先行投資です。未来に対して先行投資をしないということは、その未来はその国においてはもうないということです。このまま座してじり貧の国にしていいいのかということを考えれば、それはもう一度よみがえる国を作るべきだと大方の国民の皆さんは思っておられるのではないのでしょうか。それは何によって実現できるのかということを考えれば、教育によってしか実現できない。つまり、教育における公的支援なくして日本の未来を作ることあり得ないということはいく多くの方が思っていただけのことではないかと思います。

幼児教育の無償化

幼児教育の無償化は平成26年度からスタートいたします。平成26年度から幼稚園における第三子(3歳から小学校3年生の間にいる三人のお子さんの三番目の子)は無償にします。第二子は半額無償にします。対象者は約30



万人、300億円の予算がかかります。すでに公的支援を行っている保育園並みに幼稚園も基準をそろえるということです。

文部科学部会等では6・3・3・4制の見直しを行う中で、小学校を5歳から始めたらどうかという議論がでています。幼児教育の無償化の着手は来年、第二子・第三子の負担軽減化ですが、その先は5歳児からの無償化から始めていこうと考えています。5歳児からの無償化とは、つまり小学校の義務教育と同じような無償化を目指すということです。

土曜教室の復活

小学校における英語教育の教科化をすると学校の授業時間が足りません。

また、小学生から英語を教えるのであれば、日本人としてのアイデンティティーもしっかり教える。つまり、日本語、日本の伝統文化・歴史をきちっと教えなければ、世界でただ英語が喋れるだけでは通用しない。真の国際人になるためには、真の日本人としての育成の両方をしなければ、英語だけ勉強させても意味がない。これはその通りだと思います。小学校から英語を教科化するのであれば、同時に日本人としてのアイデンティティーもきちっと教えるべきではないかと思います。そうするといまの授業時間ではとても足りません。ですから土曜教室の復活をすべきだと考えております。

自分をダメな人間だと思わない —自己肯定感のある子どもに

財団法人日本青少年研究所の調査で、2012年のデータがあります。高校生の意識調査で、「自分をダメな人間だと思ふことがある」という問いに、「よくあてはまる」と答えた日本の高校生は36%、「まああてはまる」は47.7%、両方で83.7%が自分をダメな人間だと思ふと答えています。ちなみに米国は両方で52.8%、中国は39.2%、韓国は31.9%です。日本は圧倒的に高いわけですね。

2009年の同様の調査では、日本は66%でした。66%が3年間で83%に増えていきます。この調査を始めたのは1980年代ですが、この時はまだ30%台でした。どんどん自己肯定感がなくなってきてしまった。自己否定的になってしまっているのです。

ですから我々がすべきこと、ぜひ先生方をお願いしたいこと—それはそれぞれの先生方の学校・塾で、我々はダメな人間だと思ふところからいかに脱皮できるような意識改革をまず行っていただきたいと思います。私が究極的に果たすべき役割は、この数値を限りなくゼロにする教育をわが国においてどのように成していくか、ということが問われているのだと思います。

ぜひ、日本を名実ともに教育立国にしてい



きたい。ちょっと意欲的に言うと、同時に文化・芸術立国にもしたいし、スポーツ立国にもしたいと思っております。さらに私は、科学・技術の5つの分野における担当大臣でもありますので、この分野において日本にチャンス、可能性が広がっていくような国を作っていきたいと思っております。

もっとお話ししたいことはあるのですが、時間になってしまいました。またの機会にご報告等させていただければと思います。ありがとうございました。

公務ご多忙にもかかわらず、ご講演をいただきありがとうございました。学習塾をはじめ民間教育界への熱いメッセージに協会から下村大臣に花束をお贈りさせていただきました。今後のご活躍をお祈りいたします。

当協会新会長に安藤大作氏が就任

協会では平成25年7月7日（日）に理事会を開催し、定款第23条第2項により会長に安藤大作氏を選任しました。安藤大作氏は三重県出身で、正会員・安藤塾を運営する株式会社 Believe の代表取締役。協会での前職は副会長。

同理事会では、会長のほか副会長、専務理

事、常任理事も次の通り選任されました。

[敬称略]

副会長 碓 優
岡田保雄
山下典男

(以上3名)

専務理事 稲葉秀雄

常任理事 祖父江準
内藤潤司
仲野十和田
西本雅明

野中績宏
村川 隆
(以上6名)

新会長就任ごあいさつ

公益社団法人全国学習塾協会会長 安藤 大作

公益社団法人全国学習塾協会は、内閣府の公益認定を受け平成25年4月1日より公益社団法人として、これから更に責任ある組織であり続けることを決意しました。

今まで多くの先達、関係諸氏が築き上げてきたこの組織の存在意義を明確にし、決意の源でもある社会的責任を果たしていくことが、今やらねばならない使命として、更に発信力を高め社会貢献活動の推進を図ってまいります。

時代の大きなうねりの中で、学習塾という業界が社会貢献の名のもとに力を合わせ、その大義のもとに誇りをもち、夢をもって、将来に希望と自信のもてる教育環境の提供に更に邁進していかねばなりません。公益社団法人としての社会的使命をもち、業界の更なる社会貢献およびそれにつながる事業運営を実施していきます。

当協会が取り組む学習塾認証制度は、消費者が安心して教育提供サービスを利用していただくためにサービスの質や信頼性について、第三者が評価し認証を与える取り組みです。当協会が、サービス産業生産性協議会が公表したガイドラインに沿った認証基準に基づき審査を行い、法令を遵守し、公正な取引を行う学習塾事業者に対して認証を付与し、消費者の安心向上に取り組んでおります。

また学習塾講師検定制度は、業界としてより質の高い教育環境の提供を目指し、指導の観点で、学習塾講師の能力開発および講師の客観的な能力評価の機会を設けております。これにより学習塾講師に共通して求められる知識・技術・能力の向上を図っております。

学習塾法務管理者制度においては、事業活動に関わる法令や企業倫理等の遵守の取り組みとして実施し、消費者の保護と事業者の健全発展の両面から普及推進しており、学習塾がさらに社会的に成熟した業界として社会貢献するため



の証しとして、また消費者保護のために、ひいては業界を守るためにも有益な取り組みと考え、実施しております。

その他、経済産業省の指導のもと、プライバシーマーク指定審査機関の指定を受けて運用しているプライバシーマーク制度により、事業者が個人情報の取り扱いを適切に行う体制等を整備していることを認定しています。また、学習塾事業に関わるいくつかのガイドラインの策定、また子どもたちの良書との出会い、感性・表現力の育みを図り全国読書作文コンクールなど実施しております。

公益社団法人全国学習塾協会は、業界の社会的信頼を高め、業界そのものも自己研鑽することで、社会貢献していく役割を担っています。

その存在意義は明確であります。「消費者のために」を大前提として活動しておりますが、実は事業者・業界が自らを成長させることができる場でもあります。

公益社団法人として、関係機関等にも積極的に働きかけ、国全体の教育環境がよりよくなることを願い、これからも活動していく所存であります。

孫への思い、非課税に ～学習塾等に500万円～

祖父母が孫へ教育資金の一括贈与する場合に贈与税が非課税に！ 教育資金の使途の対象には、学習塾も含まれます。

平成 25 年 4 月から、祖父母等から孫への教育資金を一括で 1,500 万円まで非課税で贈与できるという特例措置が導入されました。

導入の背景として、高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に役立てるとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化につなげようとする期待があります。

導入の成果は大きいようで、祖父母が孫に贈与する教育資金を銀行に預けるいわゆる「教育信託」商品がヒットしているといえます。

制度の特長としまして、



○祖父母は、孫など（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに 1,500 万円までを非課税となること。そのうち 500 万円までが学習塾など学校等以外の者に直接支払われる費用に使うことができること。

○贈与された資金を、金融機関において受贈者名義の口座等により管理し、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し、保存すること。

○受贈者が 30 歳に達する日に口座等は終了すること。

○この制度は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 3 年間の措置であること。

等があります。

繰り返しになりますが、祖父母等から孫への教育資金に関する非課税限度額の総額は 1,500 万円です。1,500 万円の枠の中で、学習塾などの授業料等については 500 万円を上限に教育費に含めるという意味です。

「学習塾など学校等以外の者に直接支払われる費用」とは、具体的にどんなものかといいますと、次の通りです。

■学習塾、家庭教師、そろばん、キャンプ等の体験活動などの学習に関する活動

■スイミングスクール、野球チームでの指導などのスポーツに関する活動

■ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など文化芸術に関する活動

■習字、茶道など教養に関する活動

また、学習塾の役務提供で使用する物品の購入に要する金銭も該当しますので、教材費や模擬試験代なども対象になります。

さらに、注意点としてこの制度が平成 27 年 12 月 31 日までという時限的措置であることや、受贈者が 30 歳に達する日に口座等は終了し、使い残しがあった場合、祖父母側に戻すことはできず、残高に贈与税がかかることが挙げられます。

この制度で、学習塾に関わる内容について、

F A Q 方式で掲載致します。

Q 祖父母から孫への贈与だけが対象なのか。

A 祖父母からだけでなく、直系尊属（例えば、曾祖父母、祖父母、父母等（養父母含む）からの贈与が対象となります。配偶者の直系尊属は含まれません。叔父・叔母や兄弟からの贈与は対象外です。

Q 放課後児童クラブ、放課後子ども教室に要する費用は 500 万円までの非課税枠の対象になりますか。

A 500 万円までの非課税枠の対象になります。

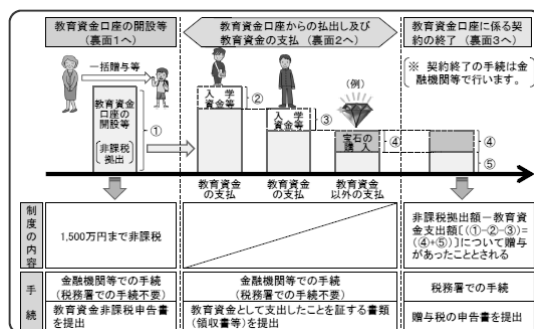
Q 領収書に記載すべき事項はなんですか。

A 領収書に記載すべき事項は、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）です。

Q 学習塾が領収書を発行する上での留意点はなんですか。

A 学習塾など、学校等以外の者に支払われる費用についても領収書等で確認することとなりますが、領収書には、

- ・支払い日付
- ・金額
- ・摘要（支払内容）
- ・支払者（宛名）
- ・支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）



国税庁ホームページより

が明らかになっている必要があります。

Q 領収書の記載事項のうち摘要（支払内容）はどんな内容が必要ですか。

A 学習塾などの費用については、何に使用したのか「〇月分〇〇料として（〇回又は〇時間）」についても記載されていることが必要です。領収書等に品目の記載がないなど、教育に関する費用であることが分からない領収書等の場合、非課税対象かどうか確認が出来ません。

Q 金融機関に提出する資料としては、領収書以外は認められないのですか。

A 領収書のほか、支払い日付、金額、摘要（支払内容）、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）が分かるものであれば、領収書の代わりとして認められる場合があります。したがって、下記のように支払いが振り込みや引き落とし等によってなされている場合に、別途領収書を受け取る必要はありませんが、支払記録だけでは上記の項目がわからない場合には、振込依頼文書などをあわせて添付することにより上記項目が明確になる必要があります。

【指定金融機関へ振り込む場合】

振込依頼書兼受領書（切り取り型の振込依頼書の受領書部分）の原本が必要です。なお、ATMで振込みをした場合はATMの利用明細の原本、インターネットバンキングで振込みをした場合はインターネットバンキングの振込み完了画面を印刷してお持ちください。

【口座振替で支払う場合】

実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。

【クレジットカード引き落としで支払う場合】

クレジットカードの利用明細の原本と、実際に引き落とされたことが確認できる通帳のコピーが必要です。なお、WEBによる利用明細の場合は、WEBの画面を印刷してお持ちください。

【月謝袋に現金を入れて支払う場合】

習い事の場合など月単位・年単位で領収書の発行がされる場合には領収書の提出を原則としていますが、領収書が発行されない場合には実際に支払われたことが確認できる月謝袋の提出によることも可能です。ただし、月謝袋には、支払日付、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）住所（所在地）、摘要「〇月分〇〇料として（〇回または〇時間）」の記載が必要です。なお、月謝袋を再利用する必要があるため提出ができない場合には、そのコピーでも差し支えありません。

Q 領収書等に記載された支払者（宛名）は、受贈者本人でなければならないのですか。

A 受贈者本人でなければなりません。ただし、親名義で受贈者の教育資金に係る領収書が発行された場合や親名義の普通預金の口座から受贈者の教育資金が引き落とされる場合は、問題ありません。

Q 領収書等に誤りや必要な情報が記載されていなかった場合 どうすればよいですか。

A 原則として領収書等の発行者（支払先）が修正・追記した上で発行者（支払先）の押印が必要です。

※本項の一部につき文部科学省「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」を引用及び参考にしました。

JJAインフォメーション



塾の日シンポジウム2013 in TOKYOを10月14日開催！

～会場は、東京スカイツリーと浅草寺・仲見世を間近に見る“浅草”―新旧綯い交ぜの不思議のTOKYOへ～

当協会では、学習塾が社会に正しく認識され信頼されることをめざして、協会設立とともに「塾の日」を10月9日に制定するとともに、学習塾と私学・企業・消費者の皆様がともに学習を通じて未来の人材育成を図ることを社会にアピールする象徴的なイベントとして「塾の日シンポジウム」を毎年主催しております。

今年は、東京スカイツリー開業で脚光を浴びる東京の下町・浅草が舞台です。

塾の日シンポジウム 2013 in TOKYO のテーマは『未来―塾と子供と教育と、日本と世界と我々と― LAST 25 YEARS NEXT 25 YEARS』。

塾の日シンポジウム 2013 in TOKYO では、第1部・塾の日記念式典において永年にわたり研鑽を重ねて業界の信頼確保に貢献した学習塾事業従事者ならびに優秀塾生、全国読書作文コンクールの最優秀賞受賞の子どもたちを表彰いたします。

さらに、第2部・シンポジウム「国際化に向けて私達は何を学ばばよいか？」ではグローバル化してゆく現代において、社会はどのような人材を求めているのかを皆さんで考えて参りたいと思っております。

そして、第3部・懇親会では「TOKYO 流おもてなしスタイル」と銘打って、楽しい企画をご用意しております。学習塾、学校・企業関係者、協賛事業者、政界関係者そのほか大勢の皆様の親睦交流の場としていただければ幸いです。時節柄ご多用のこととは存じますが、ぜひご臨席賜りますようご案内申し上げます。



塾の日シンポジウム2013 in TOKYO

◆後援 経済産業省

◆日時 平成25年10月14日（祝）
13時30分～19時

◆会場 浅草ビューホテル
〒111-8765 東京都台東区西浅草 3-17-1
TEL03-3847-1111

つくばエクスプレス「浅草駅」直結
東京メトロ銀座線「田原町駅」徒歩7分
都営浅草線「浅草駅」徒歩10分
東武線「浅草駅」徒歩10分
JR「上野駅」タクシー5分
羽田空港よりリムジン利用65分

◆対象 教育関係者、保護者、出版関係者、マスコミ関係者、学習塾関係者他どなたでも

◆内容

第1部 記念式典 13時30分より
来賓挨拶：経済産業省（予定）
永年勤続者表彰、優秀塾生表彰

読書作文コンクール表彰
永年勤続職員および優秀塾生表彰

「国際化に向けて私達はなにを学ばよい
か？」

第2部 14時30分より
シンポジウム

第3部 懇親会 17時より

JJAご入会のご案内

全国学習塾協会（略称「JJA」）は、民間教育を担う団体・個人に関する支援及び能力開発、調査研究、地域社会に対する貢献の推進等を行うことによって児童及び青少年等の学力養成の推進に寄与し、より良い社会の形成を推進することを目的として設立された公益社団法人です。

公益社団法人全国学習塾協会には、どなたでも入会できます。

会員は、正会員・準会員・賛助会員からなっています。

■**正会員** 学習塾事業を営む法人または個人でどなたでも会員になることができます。正会員は総会での議決権を持ちます。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに優先的に参加することができます。

協会 web サイトと正会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に正会員一覧を掲載します。

正会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**準会員** 学習塾事業者に従事する個人、協会の目的と活動に賛同する教育事業に従事する個人または従事した経験のある個人であればどなたでも会員になることができます。総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

準会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

■**賛助会員** 協会の目的と活動に賛同してその事業にご支援くださる法人・団体・個人で、総会での議決権は持ちません。

協会報、会員名簿を配布いたします。本会が主催する事業をご案内して、これに参加することができます。

協会 web サイトと賛助会員のホームページのリンクを掲載するとともに、会員名簿に賛助会員一覧を掲載します。

賛助会員証プレートを使用できます(使用料あり)。

会費は次の通りです。

入会金	(1)正会員		30,000円
	(2)準会員		10,000円
	(3)賛助会員	法人	50,000円
		学校法人	30,000円
		団体	50,000円
		個人	10,000円
年会費	(1)正会員 1口	塾生数1000名未満	36,000円
		塾生数1000名以上 3000名未満	60,000円
		塾生数3000名以上	120,000円
	(2)準会員 1口		12,000円
	(3)賛助会員 1口	法人	50,000円
		学校法人	36,000円
		団体	50,000円
		個人	12,000円

毎年4月から翌年3月までが一年度になります。

会費について、正会員の方は、会費を3月と9月の年2回に分け、金融機関から預金口座振替により納入いただきます。

準会員・賛助会員の方は、年度初めに当協会の銀行口座にお振り込みいただきます。

入会初年度の会費は、入会月からの月割りで計算いたします。

入会をお考えの方、協会の活動概要などをお知りになりたい方は協会事務局まで遠慮なくご連絡ください。資料をお送り申し上げます。

また、入会申込書は協会 web サイトから入手することもできます。

公益社団法人全国学習塾協会 事務局
〒171-0031 東京都豊島区目白3-5-11
TEL03-5996-8511 FAX03-5996-9585